

○津山圏域クリーンセンター整備・運営検討委員会設置要綱

平成21年4月1日

津山圏域資源循環施設組合告示第2号

(目的)

第1条 津山圏域クリーンセンター建設について検討を行うにあたり、環境に配慮した円滑な事業の推進を図るため、整備・運営検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 熱回収施設に関する事
- (2) リサイクルに関する事
- (3) 最終処分場に関する事
- (4) その他、第1条の目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから津山圏域資源循環施設組合（以下「施設組合」という。）の管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募委員
- (3) 行政関係者
- (4) 前各号のほか、管理者が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長1人副委員長1人を置き、管理者が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会の設置)

第6条 検討委員会は、検討項目を検討するため、必要に応じて専門部会を設置

することができる。

2 専門部会は、各構成市町の担当で構成するものとする。

(会議の公開)

第7条 検討委員会の会議は、公開をするものとする。ただし、委員長が必要と認める場合で、かつ出席した委員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、津山圏域資源循環施設組合事務所に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関して必要な事項は管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則 (平成22年11月19日告示第6号)

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則 (平成23年2月7日告示第12号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。